

平成 30 年度松山市職員(民間企業等経験者)採用試験実施要領

平成 30 年 8 月 27 日

**社会人として培った経験や専門的知識、資格免許等を活かし、
松山市政で役立ててみたい方を求めています。**

**社会人としての能力、コスト意識及び説明能力を有し、即戦力として能力を発揮できる
人材を人物重視の試験制度により募集します。**

平成 30 年度松山市職員(民間企業等経験者)採用試験を次のとおり行います。

1 試験区分及び採用予定人数等

試験区分		採用予定人数	勤務場所等
技術職	建築 (建築主事)	A 2 人程度	市長の事務部局、行政委員会、公営企業局等に配属され、主として専門技術的業務に従事する。
	保育士	B 3 人程度	市長の事務部局、保育所等に配属され、関連業務に従事する。
	看護師	C 1 人程度	急患医療センター、医事薬事課等に配属され、関連業務に従事する。
	保健師	D 1 人程度	市長の事務部局、行政委員会等に配属され、関連業務に従事する。

(注)採用予定人数は変更になる場合があります。

2 受験資格

次の(1)から(7)までの必要な要件を満たす者

- (1) 昭和 34 年 4 月 2 日以降に生まれた者
- (2) 建築(建築主事)は、建築基準適合判定資格者検定に合格した者
- (3) 保育士は、保育士の資格を有し、保育士又は保育教諭として次のアからウまでのいずれかの施設において、継続して 1 年以上勤務した期間(週 30 時間以上勤務した期間のみ該当)が、平成 30 年 9 月 1 日現在で通算しておおむね 10 年以上ある者(勤務した期間には、産前産後休暇期間を含み、その他育児休業や退職等の実際に勤務しなかった期間を除く。また、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の期間とする。)ア 児童福祉法第 7 条に規定する保育所(認可保育所)又は幼保連携型認定こども園の保育所機能部分の施設イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 2 条第 6 項に規定する認定こども園のうち、幼稚園型認定こども園の保育所機能部分又は保育所型認定こども園の保育所機能部分の施設ウ 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業又は同条第 12 項に規定する事業所内保育事業であって、同法第 34 条の 15 第 1 項の規定により実施し、又は同条第 2 項の規定による認可を受けて実施する施設(地域型保育事業において、小規模保育事業及び事業所内保育事業の認可を受けて実施する施設)
- (4) 看護師は、看護師の免許を有し、医療機関等での実務経験がおおむね 3 年以上あり、かつ、小児科での実務経験がある者

(5) 保健師は、保健師の免許を有し、保健師として民間企業や地方公共団体等において、継続して1年以上勤務した期間(週30時間以上勤務した期間のみ該当)が、平成30年9月1日現在で通算しておおむね5年以上ある者(勤務した期間には、産前産後休暇期間を含み、その他育児休業や休職等の実際に勤務しなかった期間を除く。また、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方の期間とする。)

(6) 日本国籍を有する者(建築(建築主事)に限る。)

(7) 次のアからオまでに該当しない者(地方公務員法第16条の欠格条項)

ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の日時及び方法等

試験は、第1次試験及び第2次試験とし、第2次試験は、第1次試験の合格者について行います。

(1) 試験日時、試験会場及び合格発表

区分	試験日時	試験会場	合格発表
第1次試験	平成30年10月21日(日) 午前8時50分から (午後にも及ぶ場合あり)	松山市役所会議室ほか (愛媛県松山市二番町四丁目7-2) ※集合場所は松山市役所本館1階 北口玄関(開場は午前8時20分予定)	平成30年11月上旬から中旬(予定)に松山市役所前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。
第2次試験	平成30年11月下旬(予定)	松山市役所会議室ほか ※詳細は第1次試験合格者に通知する。	平成30年12月中旬(予定)に松山市役所前掲示板に掲示するほか受験者全員に合否を通知する。

(2) 試験の方法

区分	科目	内容	形式	時間
第1次試験	教養試験	言語・社会科学系、数論理・自然科学系、時事・常識系の一般知識・教養について	択一式(60問)	30分
	事務適性試験	職務遂行に必要な適性について(正確さ、迅速さ等の作業能力)	択一式(100問)	10分
	口述試験	主として人物及び専門知識等についての個別面接		約20分
(注) 得点配分は、教養試験：事務適性試験：口述試験=2：1：3とする。				
第2次試験	論文試験	出題されるテーマに対する文章による表現力等について		約60分
	口述試験	主として人物についての個別面接		約20分
11月下旬(予定)に論文試験及び口述試験を実施する。 その他詳細は第1次試験合格者に通知する。 (注) 得点配分は、第1次試験：第2次試験(論文試験：口述試験)=3：7(1：6)とする。				

4 受付期間等

受付期間は、平成 30 年 8 月 31 日(金)から平成 30 年 9 月 14 日(金)までです。

(月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで)

郵送の場合は、平成 30 年 9 月 14 日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。

5 受験手続(人事課の所在地等は最終頁を参照)

(1) 申込書、受験票及び職務経歴調査票を次の方法により入手してください。

申込書、受験票及び職務経歴調査票は、人事課、市役所本館案内所、市民サービスセンター(松山三越・フジグラン松山・いよてつ高島屋)、各支所、松山市東京事務所でお渡しします。

郵便で請求する場合は、封筒に「試験申込書請求」及び「試験区分」を朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(角形 2 号サイズ・A4 判の封筒に 120 円分の切手を貼ったもの)を同封して人事課に送付してください。なお、市ホームページから印刷することもできます。印刷の際は A4 両面印刷をしてください。

(2) 申込書、受験票及び職務経歴調査票を人事課に提出してください。

申込書、受験票(申込書及び受験票には同じ写真を貼ること。写真は、申込前 3 箇月以内に撮影したもので、上半身、脱帽、正面向き、縦 5cm×横 4.5cm 程度のものであること。写真の裏に申込者の氏名を明記してから貼ること。)及び職務経歴調査票に必要事項を記入して人事課に提出してください。

郵便で提出する場合は、封筒の表に「受験」と朱書きし、あなたの宛先を明記した返信用封筒(長形 3 号サイズの封筒に 82 円分の切手を貼ったもの)を同封して簡易書留で人事課に送付してください。また、郵送の場合は、封筒に差出人の住所・氏名を必ず記入してください。簡易書留の控えは、受験票が届かない場合の確認手段となりますので、受験票が届くまで保管してください。平成 30 年 10 月 5 日(金)までに受験票が届かない場合は、人事課に問い合わせてください。なお、ホームページ上から直接申し込むことはできません。

※提出書類 ・ 申込書 ・ 受験票 ・ 職務経歴調査票
・ あなたの宛先を記載した返信用封筒(郵送の場合に限る。)

6 採用予定日及び給与等

(1) 採用予定日

この試験の最終合格者は、採用候補者名簿(作成された日から 1 年間有効)に登載され、このうちから任命権者が採用者を決定します。採用は、おおむね平成 31 年 4 月になります。ただし、受験資格がない場合や申込書等の記載事項に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 給与等

松山市職員給与条例(昭和 27 年条例第 31 号)等の規定により、職歴等を一定基準で換算して決定します。

建築(建築主事)の場合、例として大卒かつ募集職種と同種の民間等経験が 10 年であり、年齢が 33 歳時のおおむねの給与月額は約 250,000 円です。なお、勤務成績が良好である場合、勤務 5 年後の予想給与月額は約 310,000 円です。

保育士の場合、例として大卒かつ募集職種と同種の民間等経験が 10 年であり、年齢が 33 歳時のおおむねの給与月額は約 250,000 円です。なお、勤務成績が良好である場合、勤務 5 年後の予想給与月額は約 290,000 円です。

看護師の場合、例として大卒かつ募集職種と同種の民間等経験が 10 年であり、年齢が 33 歳時のおおむねの給与月額は約 270,000 円です。なお、勤務成績が良好である場合、勤務 5 年後の予想給与月額は約 310,000 円です。

保健師の場合、例として大卒かつ募集職種と同種の民間等経験が 10 年であり、年齢が 33 歳時のおおむねの給与月額は約 270,000 円です。なお、勤務成績が良好である場合、勤務 5 年後の予想給与月額は約 310,000 円です。

また、上記のほか期末手当及び勤勉手当並びに該当者には扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当等を支給します。(平成 30 年 4 月 1 日現在)

職階(主任等)については、職務経歴等に応じて任用します。

(3) 勤務時間等

建築(建築主事)、保育士及び保健師の勤務時間は、原則として、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、1週間につき38時間45分です。ただし、職種、勤務場所等によって異なる場合があります。看護師の勤務時間は、午後3時15分から午前0時00分までの1日7時間45分が基本となりますが、午前8時30分から午後5時15分までの勤務及び午前0時00分から午前8時45分までの勤務もあります。また、休日は、4週8休制で、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)が必ずしも休みになるとは限りません。

7 試験結果等について

第1次試験及び第2次試験の合否は、受験者全員に通知します。また、合格者の受験番号は、松山市役所前掲示板に掲示するほか、市ホームページでも公開します。

合否の通知は、郵便事故等により延着や不着の場合もありますので、合否は掲示板や市ホームページでも確認してください。なお、電話での合否の問合せにはお答えできません。

次の5項目については、第1次試験の受験者全員に、第2次試験は不合格者のみに通知します。
(総合得点・科目別得点・受験者数・順位・合格最低点)

8 その他

- (1) 第1次試験会場に無料駐車場はありません。また、昼食等は各自で用意してください。
- (2) 第1次試験当日は、受験票、HBの鉛筆数本、消しゴム及び時計(時計機能のみを有するものに限り使用を認め、通信機能やアラーム音等が出る機能を有するものの使用は認めません。)を持参してください。試験時間中は、前記以外のものは許可なく使用できず、机上にも置けません。
- (3) 第1次試験及び第2次試験それぞれにおいて、松山市が指定した日時及び場所で全ての科目を受験した方を受験者とします。公共交通機関の遅延等理由を問わず、1科目でも受験しなかった方は欠席者として扱います。
- (4) この試験で提出された書類等は、一切返却できません。
- (5) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、最終合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (6) 申込者数、平均点等についても、順次、市ホームページで公開します。
- (7) 試験会場周辺で、有料で合格通知等の受付を行っている場合がありますが、松山市とは一切関係がありませんので注意してください。
- (8) 台風等の非常災害のため、やむを得ず試験日程の変更等をする場合は、市ホームページでお知らせします。
- (9) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までに人事課に問い合わせてください。

<申込先 及び 問合せ先等>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2
松山市 総務部 人事課(松山市役所本館4階)
TEL 089-948-6940 ・ FAX 089-934-9205
HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>